

平成22年度診療報酬改定とHBOT(J027)に関して

[診療報酬点数]---改定なし

J027 高気圧酸素治療(1日につき)

「1」救急的なもの

イ 1人用高圧酸素治療 5,000 点

ロ 多人数用高圧酸素治療 6,000 点

「2」非救急的なもの 200 点

[適応疾患]---追加された適応疾患を赤字で表示、その他は変更なし

J027 高気圧酸素治療

(1) 「1」は次の疾患に対して、発症後1週間以内に行う場合に、1日につき所定点数を算定する。

ア. 急性一酸化炭素中毒その他のガス中毒(間歇型を含む。)

イ. ガス壊疽、**壞死性筋膜炎又は壊疽性筋膜炎**

ウ. 空気塞栓又は減圧症

エ. 急性末梢血管障害

(イ) 重症の熱傷又は凍傷

(ロ) 広汎挫傷又は中等度以上の血管断裂を伴う末梢血管障害

(ハ) **コンパートメント症候群又は圧挫創症候群**

オ. ショック

カ. 急性心筋梗塞その他の急性冠不全

キ. 脳塞栓、重症頭部外傷若しくは開頭術後の意識障害又は脳浮腫

ク. 重症の低酸素性脳機能障害

ケ. 腸閉塞

コ. 網膜動脈閉塞症

サ. 突発性難聴

シ. 重症の急性脊髄傷害

(2) 「2」は次の疾患又は「1」の適応疾患であって発症後の期間が1週間を超えたものに行う場合に、1日につき所定点数を算定する。

ア. 放射線又は抗癌剤治療と併用される悪性腫瘍

イ. 難治性潰瘍を伴う末梢循環障害

ウ. 皮膚植

エ. スモン

オ. 脳血管障害、重症頭部外傷又は開頭術後の運動麻痺

カ. 一酸化炭素中毒後遺症

キ. 脊髄神経疾患

ク. 骨髄炎又は放射線壊死

(3) 2絶対気圧以上の治療圧力が1時間に満たないものについては、1日につき区分番号「J024」酸素吸入により算定する。

(4) 高気圧酸素治療を行うに当たっては、関係学会より留意事項が示されているので、これらの事項を十分参考とすべきものである。

平成 22 年度診療報酬改定については下記をご参照下さい。

厚生労働省

平成 22 年度診療報酬改定について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouthoken/iryouthoken12/index.html>

■上記ホームページにおける高気圧酸素治療に関するダウンロードポイント

第3 関係法令等

[診療報酬点数について]

2 名称：(1)診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）

番号：平成 22 年厚生労働省告示第 69 号

ダウンロード：本文、別表第 1 （医科点数表）・第 2 章処置・区分 J O 2 7

[適応疾患について]

2 名称：(2)診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）

番号：平成 22 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 1 号

ダウンロード：別添 1 （医科点数表） 医科診療報酬点数表に関する事項・第 9 部処置

J O 2 7 高気圧酸素治療（処置 P 6 ~ P 7 ）

以上